

よくある質問 Q & A集

《市役所の仕事などについて》

Q 1. 市役所の仕事とは、どういうものですか？

市役所の仕事は、一言で言えば「市民のために公共サービスを提供する」ことです。

例えば、

- 住民基本台帳の管理などの窓口部門
- 総合計画策定・推進などの企画部門
- バルーン・古湯映画祭などの観光部門
- 商工業、農林水産業の振興などの産業部門
- 都市計画・道路の維持管理・建築の許認可などの建設部門
- 環境・廃棄物処理などの環境部門
- 税金の課税・収納などの税務部門
- 生活保護・障がい者福祉・高齢者福祉・保育所などの福祉部門
- 国民健康保険・介護保険などの社会保障部門
- 小中学校などの教育部門
- 上下水道・バス・市立病院などの企業部門

など、生活中に身近で多様な分野の仕事を行っています。

Q 2. 採用後の異動は、どうなるのですか？

事務職については、概ね3～5年で職場を異動します。専門職は、原則として専門分野の中で定期的に職場を異動します。

特に、新規採用職員については、「職員の適性や能力をみるため、採用後おおむね10年間で、市民と直接接する職場を含め3か所程度の部署を必ず経験させることが重要」と位置づけています。

Q 3. 希望する部署に配属されるのですか？

佐賀市では人事評価制度に基づき各職員から提出される自己評価書の中に「希望する部署名」や「希望する理由」の項目を設けております。すべての希望が叶う訳ではありませんが、能力開発の観点や本人の希望などを総合して人事異動に反映させています。

Q 4. 勤務地は、どこになりますか？

勤務地は、佐賀市内（本庁舎、本庁舎付近の別館、各支所、交通局、上下水道局など）となります。ただし、研修等で県外での勤務となることもあります。

Q 5. 市職員の勤務労働条件は、どのようになっていますか？

勤務労働条件の概要は、次のとおりです。

①勤務時間

通常勤務の場合 月曜日～金曜日 8：30～17：15

(土・日、祝日及び12月29日～1月3日は、休み)

※配属部署によっては、勤務形態が異なる場合があります。

②休暇

- ・年次有給休暇 年20日
- ・夏季休暇 5日（6月～9月の期間）
- ・結婚休暇 7日
- ・産前産後休暇、育児休業など

③初任給（令和6年4月1日現在）

月額196,900円（大学卒）、179,500円（短大卒保育教諭）、164,000円（高卒作業員）

※経歴等により、加算する場合があります。

④給料

役職（部長、副部長、課長、副課長、係長、主任、主事など）に応じて、支給されます。

⑤昇給

年1回（1月1日）・・・勤務成績を反映して決定されます。

⑥諸手当

- ・通勤手当
- ・住居手当 ※官舎・寮などはありません。
- ・賞与 年2回

※その他、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職手当などが支給されます。

※公務員の給与については、人事院勧告等により変更になることがあります。

⑦福利厚生

職員厚生会による各種福利厚生を行っています。

⑧研修

市民サービス向上のため、職員研修には特に力を入れています。

一般研修として、採用時研修をはじめ、勤務年数・役職などに応じた研修を実施しています。

また、様々な行政実務に対する技術・知識の向上を目的とする特別研修、省庁・民間企業などへの派遣研修、自己啓発のための通信教育講座受講の補助など個々のスキルアップに繋がる研修などを実施しています。

≪採用試験について≫

Q 6. 今回の受験申込者が何人くらいか教えてもらえますか？

応募者の状況については、ＨＰ上に掲載する予定です。

Q 7. 基礎能力試験の過去問題は、教えてもらえるのですか？

基礎能力試験の過去問題について、提供することはできません。

Q 8. 試験結果は、教えてもらえるのですか？

「佐賀市職員採用試験に関する個人情報の開示基準要綱」に基づき、基礎能力試験の結果を開示請求することができます。開示できる試験結果は、受験者本人の基礎能力試験の「得点」と「順位」のみとなります。手続きの方法などは、第一次試験の合格発表の際、ＨＰに掲載しますので、ご確認ください。

Q 9. 作文試験の過去問題は、教えてもらえるのですか？

昨年度の問題は、与えられた状況に対して問題点や原因、解決策を記述するケーススタディ試験を実施しましたが、内容については回答できません。本年度の内容についても同じく回答できません。

Q 10. 集団討論試験はありますか？

集団討論試験は行いません。